専決処分の報告について

次のとおり地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の 規定により報告する。

令和5年11月24日 提出

四條畷市長 東 修 平

損害賠償の額の決定及び和解について

損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、次のとおり地方自治法第180条第 1項の規定により専決処分する。

令和5年10月30日

四條畷市長 東 修 平

記

- 1 損害賠償の額 4,000円
- 2 損害賠償の相手方

- 3 和解の内容
- (1) 本件事故による損害賠償として上記の額を支払う。
- (2) 本件に関しては、今後、双方とも裁判上又は裁判外において、一切異議、請求の申立てをしないことを約する。
- 4 損害賠償事件の内容

令和5年5月30日午前8時30分頃、相手方が通勤途中、 前方の歩行者を避けたところ、電柱に掲示している西中野一丁 目の住居表示板の下部に接触し、衣服に損害を与えた。